

令和4年3月3日(木)

於・WEB会議室

## 産業構造審議会 第17回知の財産分科会速記録

特許庁

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 出願・審査の現状 .....	3
3. 財政点検小委員会の活動報告 .....	4
4. 知財活用アクションプラン（中小企業・スタートアップ版、大学版）の紹介 ...	6
5. 標準必須特許に係る動向報告 .....	10
6. 特許情報に基づく競争力分析 .....	12
(1) 特許情報に基づく技術的指標の分析	
(2) 特許出願技術動向調査の今後の方向性	
7. 来年度に向けて .....	19
(1) 実施庁目標	
(2) 来年度の新規・拡充事業	
8. 自由討議 .....	27
9. 閉 会 .....	42

## 1. 開 会

○仁科企画調査課長 それでは時間になりましたので、ただいまから産業構造審議会第17回知的財産分科会を開会いたします。事務局を担当いたします、企画調査課長の仁科でございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますけれども、本日の議事進行につきましては、益分科会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○益分科会長 皆さん、おはようございます。本日は、各議題について、事務局より御説明いただき、委員の皆様にご議論していただきたいと思っております。

それでは議題に移る前に、新たな委員の御紹介、委員の出欠状況及び定足数等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○仁科企画調査課長 益分科会長ありがとうございます。

まず初めに、新たに本分科会の委員になられた方を御紹介いたします。一言御挨拶をお願いしたいと思います。ワシントン大学ロースクール及び慶應義塾大学大学院法務研究科教授、竹中俊子委員でございます。竹中先生よろしくお願いいたします。

○竹中委員 竹中です。構想委員会の方でも何人かの先生とは御一緒しておりますけれども、さらに知財に特化したという委員会で御一緒させていただきます。なるべくアメリカの情報などをお伝えできればと思います。よろしくお願いいたします。

○仁科企画調査課長 竹中委員どうもありがとうございました。

以上、お一人の方に新たに委員に御就任いただいております。よろしくお願いいたします。

本日は、コロナ禍の状況を踏まえまして、委員の皆様にはオンラインで参加していただく形式をとっております。また、本日の欠席の状況でございますが、田村委員、富山委員、松山委員から御欠席との連絡を頂いております。

本日は、議決権を有する21名の委員のうち、過半数を超える18名の委員に御出席をいただいておりますので、「産業構造審議会令」第9条に基づき、本日の分科会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、事前に皆様にお送りしておりますとおり、議事次第、資料1～7まで、参考資料1がございます。

本日の議事の公開については、新型コロナウイルス対応のため、一般の傍聴、プレスの方々の傍聴につきましても、ウェブでの傍聴に限って可能としております。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、森特許庁長官から御挨拶をお願いいたします。

○森長官 特許庁長官の森でございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。益会長、本日の議事進行、どうぞよろしくお願いいたします。今日は委員21名中18名が御参加とのこと、ありがとうございます。

昨年6月に開催された前回の本分科会では、知財エコシステムの自律に向けた中長期的課題について、委員の皆様にご議論いただきました。皆様ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、DX(デジタルトランスフォーメーション)やGX(グリーン・トランスフォーメーション)の加速によって社会全体が大きく変わり、新たなニーズが顕在化していると考えております。こうしたニーズに訴求する新たなビジネスを実現するためにはイノベーション、そしてこのイノベーションの促進を支える知的財産制度が、より一層重要な位置づけを占めると考えております。

DXやGXの加速に、知財の面で対応する必要があるのはもちろんのこと、知財・無形資産がより重要な経営資源となる中、企業の経営層の方々に知財経営の浸透を図ることも非常に重要です。さらに、中小企業、スタートアップ及び大学は、社会全体が変容する中でイノベーション創出の担い手としての重要性が更に増しています。意欲ある事業者や大学関係者に対する、知財の活用促進の支援を強化する取組も非常に重要な課題です。

一方で、特許特別会計は、2014年度以降単年度赤字状況となり、財政状況が逼迫しております。このような背景のもと、知財制度を安定的に運用するため、財政点検小委員会を設置し、歳出削減を徹底した上で、外部の有識者の方々による財政運営状況の点検を今行っているところでございます。

本日でございますが、社会の変容に応じてイノベーションを支援する特許庁の取組について、産業の発達に寄与するためにどうあるべきか、皆様から是非とも忌憚のない御意見を頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。

## 2. 出願・審査の現状

○益分科会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。資料 2「出願・審査の現状」について、事務局より説明をお願いいたします。

○仁科企画調査課長 それでは、仁科の方から資料 2 について御説明させていただきます。右下にスライド番号がございますので、ページを特定する際には、そのスライド番号で特定させていただきます。

まずスライド番号 1 番ですが、特許の直近の出願動向でございます。一番左側の列が特許出願件数ですが、2020 年、コロナ禍の影響を受けて、6.3%減っておりますが、今年もその回復は少なくなっております。一部に発明の停滞があることも伺っているところでございます。真ん中の列は審査請求の件数ですが、こちらについては、今年は数字的には回復しております。必要な権利の取得が行われていることが窺えます。一番右側の列の PCT 出願件数については、国内出願から約 1 年遅れて数字が変化する傾向がございますので、その傾向からも、まだコロナ禍から回復していない状況でございます。

次にスライド 2 ですが、意匠・商標の直近の出願動向でございます。左側が意匠出願の動向ですが、ほとんどコロナ禍の影響を受けていない状況でございます。商標出願についてが右側ですが、コロナ禍の影響を受けて 2020 年は若干減少しておりますが、今年は回復しつつある傾向でございます。

次にスライド 3 ですが、日米欧中韓の特許の出願件数の動向でございます。皆様御案内のとおり、赤い折れ線グラフで表されている、中国の出願が非常に増えている状況でございます。

続いてスライド 4 です。PCT 国際出願の件数の推移でございます。こちらについても一つ前のスライドと同様、赤い折れ線グラフの中国の出願の伸びが非常に大きくなっておりまして、近年では中国が 1 位という状況になっております。

次はスライド 5 です。意匠の出願件数の推移でございます。こちらについては残念なことですが、ピンク色で表されている日本の出願が、最下位でここ数年続いている状況でございます。

続いてスライド 6 です。商標の出願に関する国際的な動向でございます。こちら赤い折れ線グラフが表している中国の出願の急増が窺われます。中国については右側の縦軸で

御覧いただいて、ほかの国については左側の軸で御覧いただく必要がありますが、いずれにしても中国の増加については、特許と同様に非常に多い状況でございます。

次は7番目のスライド、審査の現状でございます。まず特許からになります。左側の表に一次審査期間と権利化までの期間を掲載しております。日本は、世界最速、最高品質を目指しているところですが、最速については、一定程度実現できているかと考えております。また、右側の方、ユーザーの皆様にご調査させていただいた特許審査の質全般についての評価ですが、5段階評価の、4段階以上の「比較的満足」という評価が着実に増えております。

次にスライド8、意匠の審査の現状でございます。一次審査期間は横ばいでありまして、おおむね6か月程度を維持しております。また、右側に掲載している意匠審査の質に関する評価についても、特許と同様に5段階評価の、4以上の評価が増加している状況でございます。

次にスライド9、商標の審査の現状でございます。左側の折れ線グラフにあるとおり、近年の出願増加の影響を受けて、一次審査までの期間及び権利化までの期間は長期化しております。ただ、2022年度末に達成すべき数値目標がございますので、こちらに向けて努力しているところでございます。また、右側の商標審査の質全般に関する評価については、5段階評価の、4段階以上の評価の数値を維持している状況でございます。

私からの説明は以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。

幾つかまとめて説明していただいて、簡単な質疑を挟んで、最後の自由討議のところをおおむね1時間ぐらいはとりたいと思っています。

### 3. 財政点検小委員会の活動報告

○益分科会長 それでは、議事次第のあと二つを説明していただきます。まず資料3「財政点検小委員会の活動報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水総務課長 特許庁総務課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いたします。

資料3を御覧ください。一枚おめくりいただいて、開催実績がございます。財政点検小委員会、先ほど長官からの冒頭挨拶にもございましたが、財政再建をしっかりと実施していく、料金の引き上げ等も4月から実施させていただくこととなりますが、こうした財政

再建の道筋を有識者の方々に点検いただきつつ進めていくという趣旨で、この小委員会を設立させていただきました。令和3年5月に立ち上げまして、これまで計3回開催しております。

ページをおめくりいただき、歳出歳入、剰余金の推移でございます。赤い線の剰余金の推移を御覧いただきますと、2000年代初頭から剰余金が積み上がり、2008年以降、特許料等各種料金の引き下げ等を行ってまいりました。しかし、その後、中国語文献をはじめとする審査負担の増大や、大規模システム刷新、庁舎改修等の投資負担により、特許特別会計は平成26年度以降、7年連続で単年度赤字となっております。これを受けまして、昨年、特許料等の料金を見直す法律改正を行い、本年4月より料金の値上げを実施することとしております。令和4年度以降は財政状況が改善する見込みでございます。

次のページです。必要な増収額の検討ということで、第2回小委員会までに御議論いただいた内容になります。必要な増収額については、財政点検小委員会において御議論、御検討いただきまして、①剰余金の水準として、リスクバッファとして3か月分の経費に相当する最低400億円を確保すべし、②投資資金は2030年代半ばまでに1400億円、それぞれ必要なことを御確認いただきました。出願件数と物価上昇率の推移をベースに、6通りのシナリオで財政状況のシミュレーションを行い、検討いただいております。その結論として、最も厳しい低位のシナリオ、この「低位のシナリオでも年間150億円増収となる値上げにより、400億円程度のリスクバッファの剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるか推移を見守ることが妥当」という御判断をいただき、この方針に従い料金案見直しの内容を固めたところでございます。

次のページ、料金改定案の内容でございます。年間150億円の増収となる値上げの具体的な内訳ですが、先ほど申し上げた具体的な内訳の基本的な考え方ですが、特許・商標の「権利化後の料金」の値上げで不足分を補うこととしております。ただし、権利化前の料金でありますけれども、大幅な赤字を現在計上している国際特許出願(PCT)手数料については、実費との乖離を縮小することとしております。また、値上げ後も、欧米以下の水準とするというキャップをかけております。その結果として、シミュレーションとして増収額を算出した内容が下の表に記されていますが、特許料105億円、商標関係14億円、PCT手数料36億円の増収額ということで、合計すると155億円の増収を確保するというシナリオをもとに料金引き上げを行っていただくことになっております。

5ページ目から7ページ目までが、改定後の具体的な料金となっております。昨年12月

に政令の閣議決定が行われております。こちらの料金額で決定しているものでございます。

次のページは、第3回小委員会以降の報告・議論事項でございます。今後も、毎年2回、定期的に委員会を開催し、財政状況等について表のとおりの内容で点検実施を進めていく予定でございます。

9ページ目、10ページ目が、令和4年度特許庁関係（特許特別会計）予算案のポイントとなります。9ページ目、令和4年度の特許庁関係の予算案ですが、来年度も徹底した歳出削減を継続しつつ、手続や審査体制のDX化等を推進し、イノベーション創出に向けた知財活動・経営を重点的に支援していくことにしております。具体的には、業務やシステムの効率化を徹底するとともに、AIの活用やフリーアドレス化を通じたDX化等を行い、世界最速・最高品質の審査を実現したいと考えております。

次のページは、イノベーション創出に向けた知財活動・経営の重点的な支援でございますが、料金の値上げの影響を受けやすい、中小・ベンチャー企業、大学等の知財活動支援の拡充をしていきたい。厳しい財政状態でございますが、しっかりと拡充していきたいと考えております。さらに、知財経営の普及や実践を支援するための事業も推進していくこととしております。

以上でございます。

#### 4. 知財活用アクションプラン（中小企業・スタートアップ版、大学版）の紹介

○益分科会長 ありがとうございます。

次に資料4について説明していただき、質疑に移りたいと思います。資料4「知財活用アクションプラン（中小企業・スタートアップ版、大学版）の紹介」について、説明をお願いいたします。

○清水総務課長 引き続きまして、清水より説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症、気候変動への対応といった、事業環境が急激に変化した状況を踏まえまして、企業や大学における知財活用の支援を一層強化するために、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）とともに、特許庁において検討チームを立ち上げて、こうした支援策強化に向けた検討を進めてまいりました。昨年12月に、中小企業庁と連名で「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」をまとめました。また同時に、産業技術環境局と連名で「大学の知財活用アクションプラン」を公表しております。

そのポイントについて御説明いたします。

1 ページ目の内容、ポイントでございますが、アクションプラン、中小・スタートアップ、大学双方においては、1点目として、INPIT を知財経営支援の中核機関として改革を進めていく、伴走型支援の強化、加速的支援事業、産学連携・スタートアップアドバイザー事業等、また、地域ブランドデザイナーの派遣などの支援体制の充実化や、中小企業支援機関との組織的連携の強化を進めていくことにしております。2点目として、中小企業庁や産業技術環境局の施策と INPIT の施策の連携により相乗効果を生み出していくことをポイントとして、支援策の方向性をまとめております。

次のページは、中小企業・スタートアップの知財活用アクションプランの内容でございます。かなりたくさんのお話を盛り込んでおりますが、ポイントだけ御説明を申し上げたいと思います。五つの施策の柱で支援策をまとめております。緑の中で白抜きになっている五つでございます。背景の色が黄色くなっているものが、中小企業庁との連携策でございます。無色のものは、INPIT の機能強化の施策になっております。

「1. 知財を活用した経営戦略立案支援」においては、INPIT において従前の伴走型支援よりも、より関連機関との連携を強化しつつ、IP ランドスケープの活用など支援の質を向上させる形で、加速的支援事業を実施したいということでございます。また、商店街等の地域ブランドを活用したまちづくりを支援していこうということで、地域ブランドデザイナーの派遣相談というものを来年度より開始する予定にしております。

「2. 知財取引適正化」ですが、下請けかけこみ寺と INPIT の知財総合支援窓口の相談員が連携して、知財取引の相談に応じる体制を構築することとしております。

次に飛んでいただいて、「5. 連携強化」でございます。既に INPIT が日本商工会議所、それから公益財団法人全国中小企業振興機関協会との間で、それぞれ MOU の締結を進めております。今後、独立行政法人中小企業基盤整備機構とともに、MOU 締結に向けて準備を進めているということで、具体的な形で機関相互の連携強化を図って具体的に進み始めております。

次のページは、大学の知財活用アクションプランの内容でございます。大学支援については、「1. 大学の知財経営戦略立案支援」ということで、INPIT ではスタートアップも支援対象に含めた伴走型支援、産学連携・スタートアップアドバイザー事業（仮称）を来年度より開始することとしております。また、産学連携・スタートアップアドバイザー事業（仮称）の知財専門家を、産業技術環境局の大学支援施策として既にご覧いただけます J-

Innovation HUB や、若手研究者発掘支援事業に派遣できるよう調整を進めて、こうした連携策を進めようと考えております。既に J-Innovation HUB 事業とは連携が進んでおり、東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターに対して、知財専門家をこの4月から具体的に派遣するというので、こうしたアクションプランの具体的な実施に進みたいと考えております。特許庁としては、今後関係各部署と連携しながら、こうしたアクションプランに盛り込んだ内容、この中身の充実、それから具体的な実施を着実に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

では、ここで一旦資料2から4について御質問を受け付けたいと思います。ここでは質問のみとして、資料に対する御意見等あるかと思いますが、後ほどの自由討議のところでお願いします。御質問や中身についての確認等がある場合は、挙手ボタンを押して下さい。順に指名させていただきます。御発言していただく際ですが、カメラとマイクをオンにしてください、終わったところでオフとしていただければ幸いです。御質問等ございますか。

藤木委員どうぞ。

○藤木委員 ありがとうございます。IP Bridge の藤木です。最初の資料の出願・審査関係の数字で、2点ほど質問があります。

一つ目は7ページ、特許審査の質の面で、若干、これは絶対数から見れば小さいと思うのですが、「不満」の数字が前年に比べて増えているというところで、絶対数は小さいとは思いますが、その数字の変化が気になりましたので、何かなというところを確認させていただければと思いました。もう1点は、意匠出願について、日本が主要国で最下位である理由が非常に気になります。昨今、意匠出願というのは結構重要性が言われている一方で、なぜ日本はこんな少ないのかといったところが、何か分析等があるようでしたら、後ほどでも共有させていただければと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

○仁科企画調査課長 順番に、審査の質の評価については、まず調整課長からお答えいただくことはできますでしょうか。

○野仲調整課長 調整課長・野仲でございます。御質問、ありがとうございます。確かに「不満」のところが、数字上は増えているところであります。ただ、これは統計的などこ

ろで言うと有意な差ではないのですが、実際に数字として増えているところは我々も気にしております、先日行われた品質管理小委員会でも御指摘いただいているところでもありますので、こういう「不満」等の回答をいただいた方については、今年は特に、アンケートだけではなくて、直接御意見を伺うということで、不満の原因というものを調査しております。その結果、個別案件について特に問題があったときに、アンケートでも「不満」という回答を頂くケースが多いということでありましたので、そういう問題が起きないようにしっかり品質管理を進めていきたいと思っております。

以上です。

○仁科企画調査課長 次に意匠課長お願いできますでしょうか。

○下村意匠課長 意匠課の下村でございます。意匠権の活用が進まない理由について、私どもは今年度、外部業者に委託して調査研究を進めているところです。今まで途中で伺っているご意見には、意匠権というのはクレームのような形で、面で権利が取れているわけではなくて、意匠の中心のところが権利化されており、権利行使にあたっては、権利侵害が疑われるものが、そこから類似の範囲内のものであるか否かが、裁判所で判断される仕組みになっておりますので、ケースによっては訴訟を起こしてみないと分からない場合がある点などが、コメントとして出てきているところです。また、意匠制度自体をよく知らないユーザーさんもいらっしゃる、いまだ使ったことがないというお声もお聞きすることがありますので、私どもの方でも普及の取組を一層進めてまいりたいと考えております。

○仁科企画調査課長 ありがとうございます。

○益分科会長 あとお二人の質問を受けております。まず、中村委員どうぞ。

○中村委員 旭化成の中村でございます。御説明ありがとうございます。

私も簡単な質問ですが、出願・審査のところで、審査の質に関する推移というのは了解しましたけれども、このコロナ禍に入って審査の質のところに影響を与えるのか分かりませんが、審査官と出願人とのコミュニケーション、例えば面談とかがあると思うのですが、このあたりは何か出願人の満足度みたいなところに影響を与えるという知見はお持ちでしょうか。

○益分科会長 ありがとうございます。

○仁科企画調査課長 こちらも調整課長からお願いできますでしょうか。

○野仲調整課長 ありがとうございます。コミュニケーションのところについては、コロナ禍になってからオンラインの面接にかなり力を入れて充実させており、実際に利用も進

んでおります。もちろん対面で希望される方も当初は多かったのですが、逆に当庁まで出向かなくてもいい、時間の調整がしやすいということで、好評いただいている部分もございます。ただ、在宅で仕事をしている審査官との連絡が取りにくいという御指摘もありましたので、これについては特許庁でクラウド電話を導入して、在宅の審査官からも出願人、代理人の皆さんに連絡が取れるようにしたというところで改善を図っております。

○中村委員 分かりました。この審査官の皆様への連絡というところが、こちらでもお話が何回か出てきたものですから、その辺も御検討いただいているのですね。承知いたしました。ありがとうございます。

○野仲調整課長 ありがとうございます。今の点は、もっと周知をして、どういう形で連絡が取れるかということをもう少し明確にしてほしいという御意見も頂いておりますので、その点引き続き努力していきたいと考えております。ありがとうございます。

○益分科会長 次に、濱口委員お願いいたします。

○濱口委員 濱口です。ありがとうございます。大学の知財活用アクションプランというのを出していただいて、大変大学にとっては助かると思いますし、大学のイノベーションを強化するため JST としても様々な取組をやっております。ここで紹介いただいておりますスタートアップアドバイザー事業等のところの情報ですが、大学の研究担当の理事等に繋がられないかなと思います。どこにどういうふうに御相談すると、大学もいろいろな具体的なことを進められるかということが出来るかと思っておりますので、どこにどういうふうに繋いだらいいかの情報を頂ければ、JST の方で大学の研究担当理事に情報を流すこともできますが、いかがでしょうか。

○益分科会長 私も、同じ質問をしたいですね。いかがでしょうか。

○仁科企画調査課長 今 INPIT の方で、その体制を準備させていただいているところでございますので、そちらが整い次第、JST の方とも連携をとっていくような形で進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○濱口委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。

## 5. 標準必須特許に係る動向報告

○益分科会長 それでは、次の説明に移りたいと思います。資料 5「標準必須特許に係る

動向報告」について、事務局からお願いいたします。

○仁科企画調査課長 資料5に基づきまして、企画調査課・仁科から説明させていただきます。先ほどと同様スライド番号を特定しながら説明させていただきます。

まずスライド1番以降、経済産業省の経済産業政策局における標準必須特許の取組の御紹介でございます。

スライド番号2を御覧ください。令和3年3月より、我が国として望ましい対応策の検討ということで、経済産業省で検討会が動いているところでございます。中段にございませとおり、中間整理報告が令和3年7月に取りまとめられておりまして、(1)から(5)の取りまとめが行われております。そのうち(2)番に朱書きしてございますが、「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討すべし」という取りまとめがなされたところでございます。

これを受けまして、スライド3番に記載のとおり、この誠実交渉のルールをまとめるための検討会が始まっているところでございます。この「誠実交渉指針」というものを定めようとしているわけですが、そちらは誠実交渉の規範を設定するための取組でございます。

中段に赤枠の囲みでこの指針について説明していますが、こちらが、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉の規範を設定するものという位置づけでございます。ただ、法的拘束力を有するものではなく、将来の司法の判断を予断するものではないというものでございまして、多様な関係者によって活用されることを期待するものという位置づけでございます。

また、これに並行するような形で特許庁の方でも、従前から公表している手引きの改訂作業を進めております。スライドの5番以降に、特許庁の方で取り組んでおります「標準必須特許ライセンス交渉に関する手引き」の改訂の御説明をしております。この手引きですが、スライドの上段に記載のとおり、2018年6月に公表しておりまして、この公表の時点から、「生きた」手引きであり続けるように、随時見直しをしております。

この手引きの目的ですが、中段に赤字で記載しているとおり、内外の裁判例や実務の動向を踏まえて、ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ客観的に整理する、という位置づけで作っているものでございます。先ほどの誠実交渉指針同様、法的拘束力を持つものではなくて、また、将来の司法判断を予断するものではないという整理をしております。

スライド6に移りまして、現在この「手引き」の改訂をしているところですが、公表以降3年から4年経ちまして、裁判例の蓄積がかなりされているところでございます。また、

異業種間紛争の表面化を受けまして、令和3年5月から改訂の検討をしているところでございます。今後、改訂案について公表の上、意見募集を実施し、2020年6月ぐらいまでを目途に公表する予定でございます。

また、この手引きを改訂していることを皆様にご存知いただくためにも、並行して国際シンポジウムを5月ぐらいに開催予定でございます。この「手引き」の改訂の方針ですが、これまでの目的・位置づけを維持する形で、2018年以降の裁判例を基に改訂するというものを行っております。

改訂の主なポイントについては、スライドの下に書いてあるとおり、特許権者がライセンス交渉の際に提示する情報、特に「クレームチャート」と呼ばれている情報がございしますが、これを提示することが義務ではないとする裁判例がございましたので、こういったものを追加する。あるいはサプライチェーンにおける交渉主体について、特許権者は最終製品メーカーをライセンス交渉先としてもよいという判決がございましたので、こういったものを反映し、また、国際裁判管轄について、グローバルFRANDレートを決定できるとする判例とか、訴訟差止命令に関する判例がございしますので、こういったものを反映するという改訂を行う予定でございます。

資料5の説明は以上でございます。

## 6. 特許情報に基づく競争力分析

- (1) 特許情報に基づく技術的指標の分析
- (2) 特許出願技術動向調査の今後の方向性

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは次、資料6「特許情報に基づく競争力分析」について、事務局よりお願いいたします。

○仁科企画調査課長 引き続きまして、仁科の方から資料6に基づいて説明させていただきます。

スライド番号2番を御覧ください。こちらは御記憶のある方もいらっしゃるかもしれませんが、昨年6月の前回の知的財産分科会において、特許情報から算出される指標の推移を、日本、アメリカ、中国の3カ国についてお示しして議論いただきました。その結果、委員の皆様から四つの観点から御指摘いただきまして、分析するように御指示いただいた

ところでございます。

この指標について簡単に復習させていただきますと、PatentSight という会社の提供している特許の指標を用いて前回議論させていただきました。このスライドの左側に赤い点々で囲ってあるところ、Technology Relevance と書いてございますが、ここからさらに赤い点々の矢印が下の方に伸びております。この指標ですが、被引用数に基づいて算出するという指標でございまして、他者からたくさん引用されている特許ほど重要だという考えのもとに算出された指標とお考えください。また、全世界の特許文献の被引用数の平均、この TR 値の平均が、1 になるように正規化する処理もあわせて行われている特徴がある指標でございます。

この指標について、スライドの右側にある、この図も前回お示しした図ですが、アメリカ、中国、日本について、今御紹介した TR 値を縦軸に、横軸には存続している特許権の数をプロットして、2001 年から 2020 年までの 20 年間の推移をプロットしたグラフでございます。こちらを御覧いただくと、アメリカについては、オレンジ色の丸が右下に下がっている状況が分かると思います。つまり、TR 値が下がっていて、ポートフォリオサイズが増えている状況でございます。中国については、2000 年代前半に TR 値が急増しており、さらにポートフォリオサイズも大幅に増加している状況ですが、中国の TR 値が 1 に近づいているところが、後ほど御説明の中で出てまいります。日本については、ポートフォリオサイズは減少しつつ、TR 値が上昇してはいますが、2011 年以降減少しているところが特徴でございます。

これを受けまして前回の分科会では、スライドの左下にあるとおり、観点 1 として、日本の TR 値が 2011 年以降下降している背景を調べるように、観点 2 として、国ごとではなくて、技術分野ごとの技術指標の推移を見たらどうかという御示唆を頂きました。

次にスライド 3 ですが、右側の方に表があります。TR 値について、中国、アメリカ、日本、ドイツ、韓国を比較した表がございます。各国について、横軸に、産官学連携の出願に関するもの、企業単独の出願に関するもの、大学・研究機関の単独出願に関するものの TR 値を掲載し、各国の TR 値が一番高いところを朱書きしております。これを御覧いただくと、日本の朱書きされているところである企業の出願に関するところは高いのですが、産学官連携の出願、あるいは大学の出願について TR 値が低いという結果が出ております。この背景を調べるようにということで、前回この分科会で御指摘いただいたところでございます。

次にスライド4ですが、グラフを御覧いただきますと、横軸にCIと書いてございますが、これは特許の価値に関する別の指標とお考えください。横軸が右に行けば行くほど、価値の高い特許とお考えいただければと思います。その価値を10段階に分けて、各段階の件数を棒グラフで表したのがこの図になっております。これを御覧いただきますと、日本のデータを表している緑色の棒グラフがフタコブラクダ状になっておりまして、これも前回の分科会で、日本の特許が価値の低いところに偏在している、この背景を調べたらどうかという御指摘を頂きました。

この四つの御指摘を踏まえまして、スライド5に書いてあるとおり、調査を行うための検討会を設置して、ヒアリング調査、有識者検討会で御議論いただきました。東京経済大学の長岡先生に委員長になっていただき、先ほど御紹介した四つの観点について、その原因を分析させていただきました。

その結果について、スライド6以降を御報告します。まず観点1の、日本のTR値が2011年以降減少している背景ですが、大きく三つの要因が挙げられました。一つ目は産業構造の変化でございます。こちらは競争力の少ない領域に日本の企業が活動領域を変えたのではないかと。すなわちレッドオーシャンからブルーオーシャンへと企業活動の領域を変えたのではないかとという説でございます。ブルーオーシャンに移ると競争が減りますので、その分被引用の回数が減るところに、TR値の値が影響するという意味でございます。

その次が審査環境の変化でございます。日本の特許庁において外国特許文献を引用する機会が多くなっております。その結果として、日本文献の引用される回数が相対的に減り、その結果日本のTR値が減ったのではないかとという説明でございます。

三番目が、中国の技術レベルの向上及びTR値の指標算出の算出方法による影響もあるのではないかとという分析結果でございます。先ほどグラフで御覧いただいたように、中国のポートフォリオサイズが急増したことにより、各国のTR値が中国の影響を大きく受ける形になっております。TR値は先ほど御紹介したとおり、全世界の平均を1にするという正規化を行っておりますが、中国のシェアが増えれば増えるほど中国のTR値が1に近づき、ほかの国がその影響を受けるという意味でございます。そうした中において中国の被引用文献数の伸び率が高くなったことがありまして、それと相対的に他国のTR値が下がったからではないか。日本もその影響を受けたのではないかとという分析でございます。

これらを裏づける資料について、スライド7以降に掲載しております。スライド7は経済複雑性指標でございます。経済複雑性指標は、近年、日本は連続1位で推移しておりま

すが、2010年以降増加傾向にございまして、日本の企業の皆様が、より広い産業領域に展開されていることを表していると考えております。

スライド8は、各国特許庁による母国語以外の文献を引用した引用率の推移でございます。日本は紫色の三角のグラフです。若干縦軸が見にくくなっていますが、この10年間で非母国語の文献を引用する割合が、日本の特許庁で5ポイント上昇している状況でございます。

スライド9は、各国の1件当たりの平均被用件数の推移でございます。このグラフを御覧いただくと、アメリカがトップであり、中国が最下位であります。伸び率で見ますと、スライドの右側にあるとおり、2011年から2021年の伸び率は中国が1.8倍ということで最高値を示してございまして、その影響を日本のTR値が受けてしまったのではないかとという分析でございます。

スライド10は、論文の被引用数のシェアでございます。中国の論文の被引用シェアは急増していることから、中国の技術力の向上が窺われるのではないかとという内容でございます。

スライド11は、観点2でございます。国単位ではなくて、技術分野別のTR値を分析したらどうかという御示唆に基づいて分析したものでございます。WIPOが設定している全技術分野を35に区分するという分類がありまして、35の分類それぞれについてTR値を見たものでございます。日本については、2011年以降、TR値が平均的には減っていますが、その中でも増加、あるいは横ばいという分野がございます。この表に掲載のとおり、主にバイオ、化学、医薬品関係が増加、横ばいの傾向でございます。また、減少している中においても、日本全体の減少よりもさらに減少しているところについて、「減少」と書いてあるところで朱書きで書いています。AV機器、通信、計算機が朱書きになっております。比較的元気のない産業が含まれている状況が確認できます。

続いてスライド12は観点3でございますが、産学官連携出願のTR値が低いところ、大学の単独出願のTR値が低いところの分析結果でございます。こちらは大きく二つ理由がありまして、一つ目は大学の事業化意識が海外の大学に比べて弱くなっているのではないかと、すなわち、事業化に貢献する特許が少ないため、TR値が低いのではないかとという分析結果でございます。また、研究費受入額も日本の大学は少なく、それによって革新的な技術が生まれにくくなっているのではないかとという分析がなされました。

これを裏づける資料として、スライド13は、大学における知的財産権収入の各国比較に

なります。日本のグリーンの折れ線グラフは、一番下の方を這っているような状況でございます。

スライド 14 は、大学と民間企業との共同研究 1 件当たりの研究費の推移でございます。左側の棒グラフにあるとおり、日本の研究費受入額は、1 件当たり 200 万円から 250 万円の範囲で推移しております。右側の表に書いてあるとおり、各国比較でいっても、日本の数値はイギリス、スイス、オーストラリアよりもかなり低い値となっております。

次にスライド 15、観点 4 として、日本の TR 値がフタコブラクダになっている原因は何かという分析でございます。その結果については、スライド 16 に掲載しております。

理由として二つ挙げていますが、一つ目はクロスライセンスという慣行がある、この影響を受けたのではないかというものでございます。日本の産業構造上、1 製品多特許という産業分野が多くございまして、そのためクロスライセンスが多く行われ、クロスライセンスした案件については、特許の質にかかわらず保持し続けなければならないという事情があり、TR 値が低い点についても保持しているのではないかという分析でございます。二つ目の要因としては、特許を手放すというマインドがそもそも醸成されていないのではないかという分析結果もございました。

これらを踏まえて、スライド 17 にまとめを書いてございます。前回の知的財産分科会で、この PatentSight 社が提供する TR 値に基づく指標を示し、皆様の御意見をいただいたところですが、こういった指標を用いた分析の利点、留意点についてまとめております。一番下の朱書きに書いてあるとおり、TR 値のように算出方法が把握できる指標については、いろいろ検討する際のトリガーとしては極めて有効であると考えられますが、実際の検討に当たっては、今回参考資料としてお示しした経済指標などの統計等を併用して、多面的な分析が必要ではないかという結果になっております。

続きまして、これまでは PatentSight 社という民間の特許の情報推移について御説明してきましたが、国際機関や日本の特許庁で特許情報をどう扱っているのかという御紹介でございます。スライド 19 を御覧ください。近年、気候変動対策等が世の中の関心を集めておりますが、世界知的所有権機関（WIPO）において、2010 年に、気候変動に関する国際連合枠組条約によりリスト化された環境親和的技術について、技術区分表と国際特許分類との対照表が作られています。

WIPO IPC Green Inventory と呼ばれていますが、こういった対照表が 2010 年に作られておりまして、これに基づいて特許情報と照らし合わせて分析した結果がスライド 20 に

掲載されております。こちらの分析結果は、2018年にIPC Green Inventoryの対照表を基に、環境親和的技術の動向を特許情報に基づいて分析したものでございます。

円グラフは二つありまして、真ん中の円グラフは、パテントファミリー単位での各国の出願シェアでございます。パテントファミリーは発明の数を表しているとお考えいただければと思います。国内出願だけをしている発明でも、ファミリーは1件とカウントしますし、同じ発明について複数の国に出願しても、ファミリーの件数は1件としてカウントします。右側の円グラフは、PCT国際出願の国別シェアとなっております。左右どちらの円グラフとも日本が1位という形になっておりまして、日本が環境分野において一定の技術的蓄積があるところは示唆されているかと思いますが、注目すべき点は左右の円グラフで、2位以下の国の順位が大きく違うところでございます。

スライド 21 を御覧ください。二つの国以上に出願された環境親和的技術のパテントファミリーの件数の年別の推移をあらわしたものです。日本は、このグラフで設定されている期間はずっと1位でございまして、2位がアメリカ、中国は2か国以上という制限があった出願について調べましたので、かなり低いところに存在している状況でした。

スライド 22 を御覧ください。今御紹介したWIPOの分析については、2018年以降改訂がない状況でありまして、昨今の環境変動技術に関する注目ということもありますので、日本の特許庁で、グリーン・トランスフォーメーション関係の技術を俯瞰できる技術区分表を新たに作ってはどうかということを検討して、Green Transformation Technologies Inventory と称する技術区分表を作成することを進めているところです。特許庁では、スライドの中段にあるとおり、平成 26 年に環境関連技術の技術区分表を作りまして動向を分析しておりますが、平成 26 年から大分技術が進歩しておりまして、この分類表はかなり陳腐化している状況でございます。そういったこともありまして、最新の技術動向に合わせてグリーン・トランスフォーメーション技術の技術区分表を作成し、検索式と併せて公表することを検討しております。ちょうどこの件については、昨日、幾つかの新聞でも報道していただきまして、年内6月ぐらいまでには公表するというスケジュールで考えております。また、作成した技術区分表と検索式の対照表を基に、先ほどのWIPOの調査のように特許情報分析を行いまして、来年度中に公表することを考えております。この対照表ですが、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を受けまして、気候変動に関する開示が企業の皆様に求められている中、特許情報に基づいてエビデンスベースで、企業情報を開示するところにお役立ていただけるのではないかとということも期待しております。

最後のスライド 23 ですが、特許庁で毎年行っております、技術動向調査のテーマの御紹介でございます。先ほど御紹介したように環境関連の技術動向は非常に注目されております、スライドの一番下にも書いておりますが、4 月から新たに始まる技術動向調査では、カーボンニュートラルに向けた水素・アンモニア技術について調査するとともに、先ほど御紹介した標準必須特許の中でも注目されている、5G に関する技術についても分析させていただき予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは、ここで資料 5 と 6 について御質問を受け付けたいと思います。御質問がある方は挙手ボタンをお願いいたします。

竹中委員どうぞ。

○竹中委員 日本の大学の民間企業共同研究 1 件当たりの研究費受入額を示すとして 14 ページのグラフにありますが、これは間接費と直接費の両方含んだ、民間企業が大学に払ったお金ということでしょうか。

○仁科企画調査課長 恐れ入ります。それは後ほど調べまして御回答させていただきたいと思います。

○竹中委員 アメリカの大学だと間接費が相当高いので、うちの大学だと 50% ぐらい取っていますので、それでどうなのかなと思いました。

○益分科会長 益ですけれども、調べていただくのですが、これ私の今までのいろいろなところで聞いている範囲では、企業からの研究費については間接費込みで計算しているはずです。

○竹中委員 すごく安いですね。

○益分科会長 はい、正直言って、めちゃくちゃ安いです。トータルでも、日本の産業界から大学いわゆるアカデミアに投資されている金額は、たしか去年か一昨年で 1,100 億円です。その内、約 200 億円が治験です。それくらいの投資しかないのが現状です。間接経費は 50% を大学の立場としては必要なのですが、日本の大学で間接経費を 50% いただいている大学は皆無です。東工大でやっと 43% というケースがありますが、多くの大学では、10%、20% ということも多く、それを 30% ぐらいにということを、各産業界に各大学がお願いしているのが実情でございます。

○竹中委員 ありがとうございます。

○益分科会長 竹中先生からも間接経費 5割が当たり前だと、是非産業界の方にお伝えいただければと思います。

○竹中委員 それでは、後で発言します。

○益分科会長 ほかに御質問はよろしいですか。

## 7. 来年度に向けて

### (1) 実施庁目標

### (2) 来年度の新規・拡充事業

○益分科会長 それでは次に移りまして、資料7の「来年度に向けて」について、説明をお願いします。

○仁科企画調査課長 資料7のスライド1を私から説明させていただきます。まず全体像を提示しております。ブルーとグリーンに分かれておりますが、この色分けは、先ほど御紹介した資料3の予算の説明の際の色分けに従って記載しております。ブルーのところは、特許庁のコアコンピタンスに関するところをごさしまして、業務の効率化による歳出削減、これは資料3で御説明しました。また、世界最速・最高品質の審査を実現するための取組は、後ほど実施庁目標の中で説明いたします。下半分のグリーンのところは、政策的活動に関するものでございまして、朱書きの記載については、後ほど別の資料で個別に説明させていただきますと思っています。

それではスライドの2以降、実施庁目標の件は清水課長から説明させていただきます。

○清水総務課長 実施庁目標について御説明申し上げます。

次のページでございます。特許庁は、政策の実施機能を担う組織として、「中央省庁等改革基本法」の中で、実施庁という位置付けが与えられております。ほかには財務省の国税庁であるとか、法務省の公安調査庁等々ございますが、こうした実施庁となりますと、大臣が達成すべき目標を設定しまして、その業績目標、業績評価というものを大臣に対して行う、大臣が評価するという仕組みになっております。

次のページですが、本日は、令和2年度目標に対する実績の評価と、それから令和3年度は今オンゴーイングで進んでいますので、令和4年度の目標について、令和2年度目標に対する実績をどう勘案して変更していくのかという点について御報告申し上げまして、御意見等いただければと思っております。

次のページですが、まず実施期間についてです。左に特許、意匠、商標それぞれの審査期間の項目が出ています。令和2年度の目標と令和2年度の評価（案）の実績が出ておりますので、その実績の内容、それから令和3年度目標は今動いている目標が列記しております。令和4年度の目標で一番右に記載がございます。

基本的に黒字で書いてあるものについては、既に設定されているもの、もしくは令和2年度の評価（案）の中においては、この目標を達成しているものになっております。令和2年度評価（案）のところで、赤字でこの後に表の中に出てくるものについては、実績未達、目標未達というものになっております。また、一番右の令和4年度目標（案）で、赤字で書いてあるものについては、3年度の目標から4年度の目標において、変更する内容になっております。

審査期間については、令和2年度評価（案）の数字は全て黒字ということで、目標を達成しております。また、令和4年度目標（案）で赤字になっているものは、令和3年度目標よりも高い、より厳しい目標設定をしております。こちらの変更一つ一つ具体的に申し上げることはしませんが、令和4年度の目標で高い目標を設定することになっているものについては、日本再興戦略や成長戦略、知的財産推進計画に中期的な目標として高い目標が設定されておりますので、そうしたものとあわせて、より高い目標に進んでいくことの変更をしたいと考えております。

次のページです。同じく審査の質についてでございます。審査の質についても、令和2年度評価は全て黒字ということで、目標達成になっております。目標も当然高いレベルで現在でも設定していて、その時点で成すべき目標として、ある種ぎりぎり到達していくべき目標として提示しておるものでございますので、令和3年度目標、令和4年度目標の状況を維持するというので、ここについては目標の変更はなく、4年度は3年度を踏襲することにしております。

次のページは、先ほど申し上げた4年度目標で、より高い目標を設定することになった事情について書いております。先ほど私から簡単に申し上げたとおりの内容を少し詳細に記載しております。

次の8ページも同様でございます。

2ページ飛んでいただきまして、次に審判の状況でございます。拒絶査定不服審判、拒絶査定不服審判・早期審理、無効審判、異議申立てということ、それぞれ特許、意匠、商標について、令和2年度目標、令和2年度の実績、3年度目標、4年度目標を書いておりま

す。こちらも2年度の評価については、全て黒字、目標達成ということになっております。また、令和4年度の目標（案）のところで、拒絶査定不服審判の商標については、令和3年度目標から令和4年度目標にかけては、この期間は若干緩和しているものでございます。足元の請求件数の増加を踏まえると、どうしても3年度目標の達成、4年度の目標設定は難しいので、7から9か月ということで、令和2年度段階の数字に戻したいというのが我々の現在のところの判断でございます。

11 ページ目は、今申し上げた内容が書いております。

12 ページ目は、出願・登録等についてでございます。電子出願システム、方式審査期間、登録は設定登録・移転登録、公報の発行のための期間、出願、登録等に関する問い合わせへの対応の項目が左の項目でございまして、ここで令和2年度評価（案）のところで赤字が出てまいります。令和2年度目標、全件10日以内という目標に対して、出勤抑制等の影響で年平均18日以内ということで、目標未達という状況になっております。

「移転登録」については、セキュリティの観点からテレワークによる業務が困難、人手の作業が必要ということで、緊急事態宣言等が初めて令和2年に発せられたわけですが、出勤抑制というものがかかり、そうした状況の中で模索しながら進めてきたのですが、やはり大きな影響が出てしまいまして、年平均18日ということで、10日以内を目指していた状況においては、大幅な未達があったということでございます。

令和3年度についても、令和2年度目標と同じ目標を立てたわけですが、また令和2年度よりも長期にわたって緊急事態宣言による出勤抑制等の影響があったということで、令和3年度の今の状況についても、年平均約10日間という目標に対しては遅延が生じるということでありまして、全件10日以内の目標が令和3年度でも達成が厳しいと、この3月で集計しても厳しかろうという状況になっております。

令和4年度については、一方でコロナの状況等を見据えてということになりますが、令和3年度に生じた遅延を早期にできるだけ短縮することを目指す一方で、出勤抑制等の遅延の影響も織り込みながら目標設定したいと思っております。令和4年度目標については、6月末までは13日以内、7月以降は全件10日以内ということで、10日という目標に戻していきたい。ただし、出勤抑制等の影響により遅延が生じる場合は、年平均15日以内となるように処理を行うということで、柔軟に対応させていただきたく。目標に向けて全力を尽くすわけですが、こうした柔軟な内容について入れたいと考えております。

また、遅延の要因となっているこうした課題については、特許特別会計の財政改善状況

等を見ながら、今後システム化等も含めた検討をしていかなければと思っております。移転登録申請者の方々には、ホームページで遅延が生じていることを周知することなど、ユーザーへの丁寧なコミュニケーションを引き続き行うということで、目標がありそれを満たしているかどうかということよりも、そのプロセスにおいてしっかりとした対応も進めていきたいと考えております。

「公報発行までの期間」については、公報システムを刷新しましたので、目標を3～4週間とした令和3年度目標から、令和4年度目標については10日以内ということで、大幅に短縮したいと考えております。

14ページ目に進みまして、中小企業支援及びグローバル化への対応について、中小企業支援のところに項目を並べております。また、グローバル化への対応についての項目もございます。

中小企業支援については、令和2年度評価のところで、全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数が未達になっております。2500件以上目指しているものが、2474件でありましたので、惜しくも届かなかったことになっているわけです。これは4月から5月にかけて緊急事態宣言等により、知財総合支援窓口とよろず支援拠点のいずれも対面相談停止の影響が出まして、よろず支援拠点との連携件数が減少したということでございます。令和2年度6月以降は、オンラインでの面談の体制が整ったということで、オンライン面談の実施、また対面相談の再開ということがあって件数をかなり盛り返したわけですが、どうしても届かなかったということでございます。こうした事情があったということでございます。

一方で、「全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数」については、令和3年度目標の9000件から、令和4年度目標は大幅に増加して、「1万2000件以上」にしております。先ほど説明しましたが、中小企業等の経営支援に向けて、知財活用アクションプランを開始することもありますので、こうしたことを反映して、より高い目標にトライしていくことが必要であろうということで、令和4年度目標については引き上げを行っているものでございます。

また、「知財に着目した融資等を行う金融機関数」ですが、足元の状況を踏まえて、令和4年度目標を「累計90機関以上」と少し引き上げして、これもより高い目標に向けて進めていきたいと考えております。

最後に16ページで、今後の進め方でございます。2点ほど御報告がございました。実施庁

目標というのは、当然のことながらしっかりとした年度の目標を立てて、それを実現していくことのプロセスで非常に重要なものでございます。一方で、令和2年度以降のコロナ対応等、予期せぬ規模のある種の危機対応、定常業務が遂行できないという困難に直面しまして、やむを得ない状況であると判断できる場合は、年度途中で目標自体を変更する。試合の途中でゴールを変えるのはよろしくないわけですが、絶対にいかなる場合でも達成すべき目標として目標があるわけですが、こうした未曾有の危機等の状況については柔軟に対応できるように、今般こうした制度を導入したということでございます。

こうした制度導入に伴いまして、二つ目のポツですが、毎年度2月半ばから3月上旬に定例として行う機会以外にも意見を聴取する可能性があることから、実施庁目標については、来年度以降それを専門に扱う別の会議体等で御議論いただくのがよいかと思っておりますので、こうした方針で進めたいと思っております。

説明は以上でございます。

○仁科企画調査課長 残りのスライドは、仁科の方から説明させていただきます。スライド17以降は、来年度の新規事業、拡充事業でございます。先ほどのスライド1で、朱書きは後ほど説明しますと申し上げた事項になります。

スライド18を御覧いただきますと、「IPランドスケープ」という言葉が掲載されております。あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、朱書きで書いてあるとおり、経営・事業情報に知財情報を取り込んで分析を行いまして、これを経営者と事業責任者と共有して、意思決定を行うためのツールとして活用いただくものでございます。

スライドの右下に書いてあるように、コーポレートガバナンス・コードの改訂を受けまして、知財投資の開示とか提供が求められる中、IPランドスケープの活用はより重要になっているものと考えております。

しかしながら、スライド19を御覧いただくとおり、「IPランドスケープ」という言葉を知っている方は8割ほどいらっしゃるのですが、理解されている方は3割、実際に実施できている方は1割という調査結果が出ております。

これを受けまして、スライド20に書いてあるとおり、特許庁では、企業経営にIPランドスケープを活用していただく観点から、真ん中にある調査対象企業に対して、知財の専門家、経営の専門家を派遣しつつ特許情報に関するアドバイスもさせていただきながら、IPランドスケープを企業でどう活用していけるのかということ进行调查したいと考えております。その結果については、スライドの右下に書いてあるとおり、事例集とかケースス

タディ集という形で公表し、皆さんに活用いただけないかと考えているところでございます。

次にスライド 22 になりますが、ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣についても新たに行いたいと考えております。特許庁では、「IPAS」と称するベンチャー企業向けの知財の専門家、ビジネスの専門家をセットにした派遣事業を行っております。スライドの下の方に緑の矢印で書いているところ、知財専門家、ビジネス専門家がスタートアップ企業に矢印で伸びておりますが、こちらの事業についてこれまで実施しておりました。おかげさまで4年ほどの事業を行いまして、皆様から評価を頂いております。

ただ、スタートアップの皆様からも、ベンチャーキャピタルの方は必ずしも知財に関して御理解いただけていないという声も頂いております。また、ベンチャーキャピタルの方から、スタートアップの皆様に対して知財に関して御助言いただいた方がより効果的ではないかというお知恵も頂きましたので、来年度から特許庁の IPAS の事業に、スタートアップに専門家を派遣する事業に加えて、オレンジ色の矢印で書いているとおり、ベンチャーキャピタルにこうした専門家を派遣する事業を行う予定でございます。

次にスライド 23 ですが、中小企業の皆様に対する外国出願の補助金についてでございます。今般、このスライドの下半分の緑色と赤いところを書いておりますが、審査請求や中間応答に関する支援を拡充して、より皆様に活用していただきやすいように改定したものでございます。

最後にスライド 24 で、大学発のスタートアップの権利化支援でございます。上の枠囲いの中の三つ目の矢羽に書いてあるとおり、スタートアップに研究成果を活用してもらう予定の大学、あるいは公的研究機関の皆様に対しまして、海外出願に必要な費用を助成するものでございます。これまで国内出願の費用については、減免という形で大学の皆様に補助しておりましたが、海外出願に関する補助がございませんでしたので、こちらも活用させていただき、スタートアップの皆様が大学の知財を活用して起業した後、いざ海外進出しようと思ったら特許が無かった、ということが生じないようにしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

ここではまず資料 7、計画についての部分で質問を受けたいと思います。何か御質問、御確認事項はございますか。

中村委員、鬼頭委員から御質問があるようなので、中村委員からよろしく願います。

○中村委員 御説明ありがとうございました。一つだけ、20ページの令和4年度の予算案に盛り込まれている事業の御説明の中で、現地調査の具体的なところが私ちょっと分かっておりませんで、この派遣チーム、オプション派遣というのがあって、これが御庁の側からの方を出していただくという理解でよろしいですか。

○仁科企画調査課長 派遣チームは特許庁の方から行う予定です。

○中村委員 その派遣チームから矢印が出ていて、経営層等というところに矢印が入っていますよね。この真ん中のところで、派遣チームの方を送り込んでここで何を、ここで作り上げたものがどう効いてくるのかという、この真ん中の部分のアウトプットがよく分からなかったのですけれども。

○仁科企画調査課長 企業の中で、御社のように IP ランドスケープを活用しながら経営されている方は、もちろんこういった支援は必要ないかと思うのですが、IP ランドスケープを活用したいのだけれども、うまく経営の方に刺さらないだとか、知財部の方も、経営層の方にどう説明したらいいか分からない企業様が幾つかいらっしゃることが分かりましたので、そういった方に対して特許庁から専門家チームを派遣して、そのギャップを埋めるような活動をさせていただいて、どういった取組を行うとそのギャップが埋められるのかという辺りを調査しようというものでございます。

○中村委員 ここで、ある理想の形というんですか、経営層に刺さるようなアウトプットを作り上げて、それを右側の座談会というのは、この特定の会社のことですか。

○仁科企画調査課長 この事業に参加いただいた企業様とか、あるいは既に IP ランドスケープを活用されてうまくやっている企業様にお集まりいただいて、その経験を共有していただくというイメージです。

○中村委員 分かりました。それぞれの個別のところ、こういうサポートのところ、理想のものを作り上げて、それらを持ち寄って関係者でいろいろ議論して、どういうものが経営層に刺さるんだという、それを報告書としてまとめられるというイメージです。

○仁科企画調査課長 そういうイメージでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○益分科会長 次に鬼頭委員。

○鬼頭委員 名古屋大学の鬼頭です。コメントになってしまうのですが、資料7の24ページをお願いします。今回御出席の委員の皆様の中でも、大学での知財実務を行っている私がこの一番近い立場にある内容かと思っております。まずもって大学やスタートアップ

を支援する大学にとっては、非常に有り難い、良い制度であると思います。大学やスタートアップには、大学から独占的な特許の実施許諾を行うことが通常ですが、特に起業の前後においては、大学やスタートアップには海外出願費用の負担が非常に重いものになっており、公的資金も十分ではなかったため、大変期待しております。

その上で、本制度が、真に効果的なものになるようお願いしたいことがあります。まだ制度の詳細決定までお時間がありましたら、是非とも大学の知財についての実務実態をヒアリング等で御確認いただきまして、既存支援事業との関係や、制度が活用できるタイミングや、大学やスタートアップの限られた人的リソースなど考慮いただいた上で、対象となる特許出願や公募回数や申請手続の簡素化など、できるだけ活用しやすい形となるように、詳細設計に反映していただければと思います。また、今回は支援対象が出願費用に限定されていますが、海外での権利化では中間応答にも多額な費用がかかりますので、今後はそちらの支援も御検討ください。よろしく願いいたします。

○益分科会長 大変ありがとうございます。

何かコメントありますか。

○仁科企画調査課長 実態調査については、益先生のところをはじめ、鬼頭先生のところでも是非させていただければと思います。特許庁からも大学に出向している者もごいますので、そういったネットワークも活用しながら、大学の皆様に使いやすいような仕組みにしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鬼頭委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○益分科会長 最後に、小松委員お願いします。

○小松委員 IA パートナーズ・小松でございます。よろしく願いいたします。

資料の 14 ページに令和 4 年度目標の数字があるのですが、こちらは先ほど説明いただいた知財活用アクションプランの 2 ページにある中小企業・スタートアップ向けプランの施策に関する KPI がこの数字になるということなののでしょうか。それともアクションプランの方は、これ以外にも KPI が設定されているのでしょうか。

○益分科会長 これはどなたが。

○清水総務課長 総務課長・清水です。アクションプランの KPI というものは、現時点で具体的に一つ一つに設定しているということではございません。それはこれから様々な議論の中で置いていくということの議論が進んでいくのではないかと考えております。そのタイミングよりも前に、この実施庁目標ということで関連する項目についての目標を立て

るといことがございましたので、ここはある種先取りをして、この項目についての KPI をこの目標、実施庁目標という形で、4 年度分を置いたということでございます。

○小松委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

## 8. 自由討議

○益分科会長 それでは時間も少し押しているのですが、最後に自由討議に移らせていただきたいと思います。委員の皆様にご発言いただきたいので、大変申し訳ないのですが、お一人 2 分程度でうまく御発言いただけると幸いです。特に順番は定めておりません。挙手いただければ、こちらの方で御指名させていただきます。

別所委員をお願いします。

○別所委員 御指名ありがとうございます。資料 5 の標準必須特許について意見を申し上げたいと思います。資料 5 の右下のスライド番号で 2 ページを開けていただきたいと思います。上の方に書いてございますが、我が国として望ましい対応策の検討ということで、産業界としては大変有り難い議論がされているということでございます。私もオブザーバーで自工会として参加しておりますが、権利者と実施者のバランスをとるような規範になってしまうことを大変危惧しております。日本の産業は大半が実施者でございます。今後ともそうであろうと思います。実施者が多い我が国として、望ましい対応策の検討が必要であろう。皆様御案内のことと思うのですけれども、この標準必須特許のルールを主導しようとしている欧州、これは立法化だけではなくて、Anti-Suit Injunction (ASI) について、中国を先日 WTO に提訴したところでございます。一方で英国やドイツの裁判所が、グローバル FRAND レートを決定できるという判決を出している状況です。

こういったいわゆるグローバルライセンスの問題を放置したままで、ASI だけを制限するということは、同根の問題なわけでありますから、一方だけを制限することになりまして、一方的にステークホルダーの強制力だけが強化されることに繋がってしまう。したがって、安易に ASI だけを問題視することは、日本の国益には適わないと思っております。このような国際的動向に我が国産業の現実を是非見ていただいて、バランスをとるということではなく、我が国産業の利益に適うような対応をしてもらうことを希望したいと思います。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

委員の皆様のコメント一つ一つには時間が足りないので、まとめて特許庁の方から最後にコメントしていただきたいと思います。

次は増島先生です。

○増島委員 ありがとうございます。2点だけ申し上げます。

まず1点は、ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣調査事業ということで、ベンチャーキャピタルに知財専門家を派遣いただくという、このプロジェクトは大変意義深いものであると思っております。日本の産業としてのベンチャーキャピタルは、今非常に伸びている状態になっております。その割には人材がまだ薄いという状態です。ただ、イノベーションに対する資金、アロケーションを決めていくのは、ベンチャーキャピタルという形になっておりますので、彼ら自身の能力向上とか彼ら自身が戦略ファーム化していくことは極めて重要でございます。アメリカでは、ベンチャーキャピタル的なビジネスのモデルというのが新しい取締役会の仕組みに応用できるのではないかという、ボード3.0という議論も出ておるところでありまして、ここは日本も何とかついていかないといけないという領域です。この知財専門家の派遣事業を通じて、ベンチャーキャピタルの産業、もしくはベンチャーキャピタルというファームの能力を高めていただく。これが日本の知財戦略の重要な一翼を担っていくわけです。こういう状態を構築するべく、この事業を成長させていただければというのが1点でございます。

2点目は、テクノロジートランスファーについて、我が国の基本的な戦略がどうなっているのかよく分かりませんでした。先ほどフタコブラクダという話があって、その一つの原因が、テクノロジートランスファーが起こっていないことにあるのではないかという話がある一方で、テクノロジーの移転の部分については、引き続き在宅勤務ができないような、よく分からないシステムでやり続けるというお話をされていまして、それはシステム投資をできる余裕がなかなかないということを多分おっしゃっているのだと思うのですが、日本はテクノロジートランスファーのところを真面目に戦略として伸ばすという意味があまり強くないと、こういうように見えるのです。これが正しい戦略なのかどうかという部分も少し疑問を持ちました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

次は竹中委員お願いいたします。

○竹中委員 ありがとうございます。いろいろあるのですけれども、2点に絞りたいと思います。

1点目は標準特許についてです。これは内閣府の構想委員会でも話していることですが、実施者は大多数というのは日本だけの問題ではありません。ドイツでも実施者の大半は、特に基幹産業である自動車がライセンスのターゲットになっていますが、特許を重視するというので、現在のようなどちらかというと特許権者の権利を重視した判例を作っているということです。私がヨーロッパ、日本、アメリカを見ていると、今は日本が技術の提供者になるのか、受け手になるのかというところの瀬戸際ではないかと考えているわけです。ビジネスモデルというのが、モノからコトにということで、SEPの価値がどんどん変わってきております。その価値に見合ったロイヤルティをきちんと計算しておかなければ、日本でたとえ実施者に有利な制度を作ったとしても、結局は裁判はヨーロッパ、特にドイツでやるということになるので、意味がないのではないかと思います。

2点目は、先ほども話に出た大学の発明ですが、ご紹介頂いた評価方法だと、日本の特許の価値が年以降低くなっていることに、大変驚きました。一方、ロイヤルティのライセンス収入を見てみると、その価値が下がっているのに対して、アメリカも日本もそんなにライセンス収入は下がっていないということがあります。それを見ると本当にこの評価方法によって特許の価値きちんと反映されているのかということに非常に疑問に思いました。それと先ほども話に出ましたが、大学で行う発明というのは、大学の先生の時間も使っているし、公的資金が相当大学の先生の給料及びその施設に投入されているということがあります。したがって、アメリカの大学は50%、差はありますが非常に高い間接費を取って、それと別に直接費を取っているのので、通常の特許とは異なる取り扱い、例外をいろいろ設けていく必要があるのではないかと考えます。ありがとうございました。

○益分科会長 ありがとうございます。

次は山田委員お願いいたします。

○山田委員 山田でございます。私は仙台で、ものづくりの企業の経営をしております。資料4のアクションプラン、資料7の実施目標について意見を申し上げたいと思います。

中小やスタートアップへの支援というのは非常に重要で、アクションプランには大変期待しております。継続してそのような支援策を続けていただく一方で、今までの支援策で実際売り上げの増加や経済の活性化に対して、効果がどの程度上がっているのかというの

は大変気になる点でございます。

資料7の実施庁目標の策定のところの、14 ページに結果で示されておりますが、目標設定の数字を相談や連携件数だけではなくて、実際に売り上げ等の効果に貢献した件数とした方が、効果が明確になるのではないかと思います。先ほどアクションプランの KPI になっているのかどうかという御質問がありましたが、私も同様に感じておりました。アクションプランを実行に移すためにも、是非この内容を御検討いただきたいと思っております。

実際にこの表の中で、融資を行った金融機関数 90 件とあるのですが、これは少ないと思っております。あと地域未来牽引企業へのハンズオン支援というのも、地域未来牽引企業というのは全国で約 4700 社ありますので、250 件というのは少ないのではないかと感じました。累積で毎年やっていたら多くなると思うのですが、それでももう少し高くてもよいのではないかと。件数というよりは支援企業の数。多分重なっている方もいると思うので、支援企業の数でもよいのではないかと感じました。

今現状コロナ禍で、多くの中小企業はかなり厳しい状況に置かれていまして、うちはものづくりなんですけど、ものづくりの現場は半導体不足がとにかく大変で、かなり苦しんでいて、受注はあってもものが作れないという状況になっています。昨今のいろいろな状況で世界経済も先行き不透明ですので、なかなか知財まで考えが回らないというのが実情ではないかと思います。

ですので、資料4の2 ページ目のアクションプランの左上のところ、経営戦略立案支援とあって、知財を活用する意欲のある中小企業を支援するとあるのですが、相談に来るところだけではなくて、もう少しプッシュ型というか、押しかけ型で、技術を持つ様々な企業を拾い上げることに力を入れていただきたいと思っております。そのときに特許や商標は、こうやって出願するとかそういうことだけでなく、どう技術を守るか、今、国の技術をどう守るかということにも繋がるので、そういうアドバイスも併せてしていただくと、中小にとっては非常に効果があるのではないかと感じました。御検討ください。よろしくお願いいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。

次に順番は、濱口委員、設楽委員、藤木委員でお願いしたいと思います。

濱口委員お願いいたします。

○濱口委員 濱口です。今日の議論で触れられていない件で、最近私ども議論が始まっている政策がございまして、経済安全保障でございます。機微技術に関する扱いをどうして

いくかというのが国としても非常に重要な課題になってきておりまして、その機微技術の  
パテントをどういうふうに扱っていくかというところで、今特許庁で考えておられること  
がありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○益分科会長 ありがとうございます。これは後で是非コメントをお願いします。

次は設楽委員お願いいたします。

○設楽委員 ありがとうございます。設楽です。今日は非常に盛りだくさんの内容ですけ  
れども、私も標準必須特許に関して意見ないしコメントを述べさせていただきます。

私は先ほどの竹中委員の発言と、基本的には同じような立場です。そこで、レジユメの  
6 ページにある手引きについてコメントしたいと思います。これは平成 30 年に出まして、  
私もこれに関与させてもらいましたが、この手引きにあるように標準必須特許の問題につ  
いて、実施者の立場から見ると、世界各国の特許権者からどうやってライセンスを取るの  
かという非常に難しい問題がありますので、現在の裁判の情勢、世界各国の判例その他を  
コンパクトにまとめていただいて、一言で言いますと大変好評な手引きだったわけです。  
好評だった理由の一つは、非常に難しい問題を非常にコンパクトにまとめてもらったとい  
うところにあると思います。これが 100 ページ、200 ページのものだとなかなか読めない  
のですが、非常にコンパクトにまとめていただいたおかげで非常に好評で、英語にもなっ  
て、海外でも好評であったと聞いております。

したがいまして、昨年も、ドイツ、イギリス等でいくつか新しい裁判例が出ております  
ので、それらもさらにプラスしていただいて、改訂版を作っていただくことは大変いいこ  
とだなと思っております。ただ、私は企業の知財部の人たちとこの問題について話をした  
ときに、彼らの答えを聞くと、絶望的な状況だという、答えが返ってきます。つまり特許  
権者は世界各国に 20、30 と散らばっているわけですし、5G だけでも多数の特許権者がい  
て、それらの特許権者とライセンス交渉するというのは、幾らこの手引きを読んでも、そ  
れはもう無理な状況です。いくつかの特許権者とライセンス契約をしてみても、気がつい  
てみたら、トータルすごい高率の実施料を払うことになってしまうことにもなりかねませ  
ん。どちらかというは今までは携帯のメーカーとか、そういう特別な業界の人たちだけが  
慣れていたのですがこの難しいライセンス契約交渉をやっていたわけですが、これからそれが  
どんどんほかの分野に広がり、今は自動車に広がり、ほかの製品に広がりつつある状況で  
す。

日本も、自動車なりほかの電子製品にどんどん広がって行って、世界に先駆けて通信技

術を使用したいろいろな新しい製品を市場に出していく時期であり、これは、非常に大きなビジネスチャンスがあると思います。一方でライセンスをどうするかという問題があり、特許権者と個別に交渉していたのでは、とてもじゃないけれど大変なことになってしまう。その中で最近日経にも出ていましたが、アバンシという有力な特許権者が特許を付託している特許のポートフォリオがあるわけですが、最近のニュースでは韓国のLGも入って、4Gでは75%の特許権者が加盟しているという状況です。すなわち、アバンシに行くとワンストップで75%の特許権者とライセンス契約できるということです。

その辺のところを考慮すると、私が実施者の立場でしたら、アバンシのようなパテントポートフォリオと交渉するしかないなと考えますが、そういう便利なところと、どのようにしたらうまく交渉し、利用できるのか。そういうアバンシのようなものについて、手引きでどのように触れるのか。そのメリット、デメリットにも触れてもらいたいと思います。さらに今、アバンシは、4Gについては、自動車ですと1台当たり15ドルの実施料ということですが、これが5Gになったらどうなっていくのか。その辺は民間企業ですので、加盟している特許権者が決めるのですが、その辺の公正な価格をどういう形で決めていけるのか。その公正な価格を担保するためにどのような方策があるのか。その辺について、手引きでも検討し、紹介等していただければと思います。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは藤木委員お願いいたします。

○藤木委員 お時間頂きありがとうございます。IP Bridgeの藤木です。私どももまさに今お話があった標準必須特許の活用に関して、その実質的な当事者としてやっておりますので、この辺りについてコメントさせていただければと思っております。

今標準必須特許のライセンスに関しては、よほど日本国内の規格についての話ではない限りは、特許権であるとか、マーケット、特許権者、実施者、全てグローバルに展開された環境で行われておりますので、グローバルな流れに乖離するようなメッセージに関しては、それに依拠して行動した企業にとってはかなりリスクを増幅させかねないことを危惧しておりますので、仮に法的拘束力がなく、司法判断を予断するものではないとしても、政府として何かメッセージを出す場合には、よほど慎重に行うべきではないかと思っております。

特にグローバルな環境における議論においては、特定の企業であるとか、特定の国であ

るとか、もしくは特定の業界であるとか、そういったところだけに利するような形での発言はなかなか受け入れられるのは難しいと感じております。やはり社会であるとか、世界であるとか、イノベーションであるとか、そういったものを強く意識して目指すものを発言していくのが非常に重要だと思っております。特に日本の標準必須特許というのは、単純に局所的なライセンスの話だけではなくて、先ほど竹中先生からもありましたが、日本という国がどういう技術戦略であるか、知財戦略であるか。これが今の状況ではなくて、この先どうしていくのかというものを念頭に入れた上でしっかりとしたメッセージを出していかないと、それこそ禍根に残るといえるか、後々非常に困るような話になってしまうのではないかとこのところを危惧しておりますので、経産省、特許庁の方にも、その辺を踏まえて御検討いただければと思っております。

手引きに関しては、私どもも最初の手引きのときは、かなりボリュームのある意見書を出させていただきまして、非常に満足する内容にいただいた経緯もございます。こちらについては非常に内容的に充実したものであると思っております。特にライセンス交渉の場面であるとか、政策議論であるとか、そういったところに参加する方が当然知っておくべきであろう情報が非常に網羅されておりますので、そういう意味ではいろいろな交渉であるとか、議論であるとか、効率化・円滑化する上では非常に役に立っていると思っております。今回の改訂に当たっては、幾つか改訂のポイントが書かれておりまして、さすがに公表されていないようなまだまだ裏というか、なかなか見えていない動きもありまして、全てをフォローしていくのは難しいと思いますが、ベストエフォートで良いものにしていただければと思っております。

あともう1点、全体的な話になりますが、今回いろいろ助成金であるとか専門家派遣という事業を進めていただけるといことで、知財業界を盛り上げていく上では非常に有り難いと思っておりますし、すごい期待も大きいと思っております。ただ、こういった活動は、得てしてよく見かけるのですが、助成金がなくなるともう特許出願を放棄するとか、権利放棄するとか、派遣のプロジェクトが終わるとその活動がポシャるとか、そういうところはよく見かけます。その目的とするところは、いまの目先のところではなくて、民間でそれをやり切れるだけの体制を作り上げることを目指して、助成金であるとか派遣事業をやっていただきたいと思っております。

以上になります。

○益分科会長 ありがとうございます。

次に、出雲委員、御供委員、田川委員の順でお願いします。

まず、出雲委員よろしくをお願いします。

○出雲委員 私は2点、来年度の事業について意見を申し述べます。

言うまでもなく今年は、総理のスタートアップ立国宣言、そして6月の骨太の方針で、政府の成長戦略に新しい資本主義の実現のドライバーであるスタートアップ、大学発のスタートアップを徹底的に支援するということが盛り込まれております。ですので、来年度の事業の2で、ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣調査事業を実施していただくことになっております。22 ページで今日も御説明がございました。今まで行っている事業についても、大胆な拡充。その件数も1割とか2割とか増やすのではなくて、2倍、10倍、ここを徹底的に、徹底的にという言葉は、2倍とか10倍とかしっかりとした、ここに本当に力を入れていくんだということが分かるような事業に是非お取り組みいただきたい。

二つ目が、権利化の支援強化については、様々、事業4等も含めてやっていただいていることは承知しているのですが、その権利化の支援に加えて、大学の知財の流通の促進の観点で二つ申し上げます。

1 点目は、現在、開放特許情報データベース等、特許権の流通を促進する既存の仕組みがございます。しかし、さらなる特許活用、ライセンス意思表示を促して、知財の流通促進の観点から特許権者が第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に記載した場合は、特許料を例えば半額に減免するようなライセンス・オブ・ライト制度。これは非常に導入を長くお願いしているのですが、なかなか実施に至っておりません。このスタートアップ立国宣言のタイミングを捉えて、そして、ただ値上げするだけではなくてこの新制度、特許の流通促進の観点からライセンス・オブ・ライトを導入できないか。

二つ目は、流通促進の観点で同じ議論なのですが、御存じのとおり、大学と特許権の持ち分を共有する企業が活用していないその特許の利用許諾に応じずに、その大学のすばらしい技術、知財の産業利用が阻害されている点。日本の大学にはすばらしいものがたくさんあるのですけれども、通常実施権の設定の裁定制度はありますが、公共の利益のために特に必要とする要件が非常に厳しく、実際には適用された事例がない。しかし、御案内のとおり理研の高橋先生が今、ヘリオス社の特許権の利用を求めて、経済産業大臣に対する実施権の裁定を求めた事例については、前向きに頑張りたいというコメントは頂いておりますが、この第73条3項の実施許諾の要件についての緩和、もしくは大学と企業の間における契約につき、企業が実施しない場合には第三者がライセンスできるように、その

実施許諾に同意したとみなすような規定を加える等行って、知財の権利化の支援にとどまらず、今ある知的財産、その権利の流通の促進の施策についても、この機に同時に取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

御供委員お願いいたします。

○御供委員 それでは簡単に2点だけお話しします。

まずスタートアップの支援・育成に関しては、私ども民間サイドでもできる限りのことをさせていただきたいと思いますので、今後とも特許庁、それから弁護士、弁理士会の皆様と協力させていただければと思います。私もコーポレートベンチャーキャピタルの端くれとして、最近、本当にベンチャーキャピタル業はサービス業だな、どれだけスタートアップに寄り添えるかということだと思っております。そういった意味では例えば海外のベンチャーキャピタルですと、IDEOとか割と尖ったスタートアップの人に親和性の高いようなところも組みでサービスを提供して、一緒にビジネスモデルを作っていくみたいなのところもございます。我々は弁護士、弁理士さんのような活動はできませんが、もうちょっと現場に即した形でサポートできればと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

その関連で、先ほど出雲委員からもお話ございましたが、いかに知財権を流通させるかというのは大きな課題だと思っておりますが、そこはやはり企業側もある程度納得してサポートしないと、またそこで一つの問題を解決しても、ほかの問題が出てくるようなこともございますので、慎重に議論させていただいて、これに関しては、特許庁さんの方で、スタートアップに向けてのひな形とか大変努力されていることは認識しておりますので、今後とも協力させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

田川委員お願いします。

○田川委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。私からも2点申し上げます。

1点目は、スタートアップに対する支援ですが、特許と併せて、是非商標のところもハイライトしていただくのがいいかと思います。我々もスタートアップとのコラボレーションで仕事たくさんしているのですが、大手の組織との差として、新しいサービスを作る、例えば1年間当たりの回数とか、新しく子会社を作る頻度とか、そういったものが非常に多いと思うのです。なので、スタートアップに対して、商標の取り方であるとかベネフィ

ットをしっかり告知すれば、繰り返し、繰り返しそれが発生するところに期待できると思っています。今日各国の商標についての伸び率のグラフを御説明いただいたと思うのですが、平たく見ますと DX が加速している国ほど、商標への期待が上がっているということなのかと見ております。デジタルサービスにおけるブランドの価値への高まりですが、そういうところは日本でも今後起きると思いますので、そこに立脚点を置いているスタートアップに対する商標は一つポイントにできるかなと思っております。

2 点目は、意匠について。これはデザイン経営とも関わる場所ですが、その伸びがなかなか緩い場所です。具体的な事例を一つ御紹介できればと思うのですが、私が理事を務めている日本デザイン振興会から報告が上がってきておまして、このコロナ禍において 2020 年から 2021 年にかけて、実はグッドデザイン賞に対する申請数が 25%伸びております。総数 4000 に対して、5000 件を超えるぐらいのところまで伸びてきておまして、非常に大きな、近年まれに見る伸びとなっております。

どこが伸びたのかということ进行分析中なのですが、私も少し驚いたのですが、中小企業のものづくり企業のセクターからの応募が顕著に伸びているということです。これは日本の産業シフト、ここから EV シフトとかあると思うのですが、まさにサプライチェーンの後ろ側に控えている企業群が、いかに付加価値を上げていけるのかということのかなり大きな示唆だと思っております。グッドデザイン賞の方も、そこら辺に対するマーケティングが比較的今うまく進捗していると思っております。ですので、振興会とも連携を特許庁はとっていただいていると思いますが、よりデザイン経営を進捗させるために、うまくいっているマーケティングチャンネルに、例えば意匠制度であるとか商標制度の紹介のところをうまくバンドルして乗せて、より活用していただくような素地を作れないかなと思いました。

私からは以上となります。

○益分科会長 大変ありがとうございます。

あと 4 人の委員ですが、杉村委員、中村委員、蘆立委員、小松委員の順番でお願いしたいと思います。

杉村委員よろしく申し上げます。

○杉村委員 意見を申し上げる機会を頂きまして、ありがとうございます。先ほど特許庁事務局の方から、中小企業・スタートアップへの知財啓発の強化、それからまた補助金の拡充を図っていただくことの御説明を頂きまして、ありがとうございました。特に中小企

業、大学においては、補助金の拡充については大変うれしく思っております。日本弁理士会でも、中小企業に加えて、スタートアップ支援を強化していく宣言を今年いたしました。中小企業・スタートアップ、そして大学、それぞれのニーズに合わせて中小企業・スタートアップ等の視点に立って、関係各所と一緒に支援強化を推進していきたいと考えておりますので、引き続き御相談をさせていただきたく思っております。

また、料金の値上げについて御説明がございました。中小企業・スタートアップの方々に料金値上げのことを一斉に御連絡申し上げても、なかなか御理解、納得いただくことが難しい状況でございます。ユーザー1社1社、全国の弁理士が昨年秋以降、丁寧に中小企業の社長さんたちに説明しているところです。4月まで残り1か月となっておりますが、本弁理士会として、全国の弁理士に改めて、ユーザー1社1社に対して、丁寧に料金の値上げについて説明し、御理解いただくことについての周知を図ってきたいと思っております。

それから資料6についてです。先ほどグリーン・テクノロジーについては、日本の出願が世界をリードしているという御説明がありました。この点については日本の強みの一つであると思っております。したがって、中小企業・スタートアップ、大学も含めて、グリーン・テクノロジーについての技術開発がさらに促進されるよう、特許庁においても施策を強化していただきたいと思っております。

先ほど、出雲委員から73条3項のお話が出ました。特許権等の知的財産権の活用を図るという意味では特許権の利用促進の点は重要であると思っておりますが、73条3項に関しては、現実の課題を把握いただくためにも、産業界、関連団体、知財関係者の意見も丁寧に聞いていただいたうえで、慎重に議論していただきたいと強く希望いたします。

最後ですが、審査に関しては、審査官がリモートワークされていても、審査官との連絡がスムーズになってきていると思います。その点については特許庁にていろいろとシステムを構築していただきまして、ありがとうございます。一方、審査に比べると審判の合議体とのコンタクトについては、若干遅めになっているという声が弁理士会の中でも多くございます。合議体というと、3人が集まらなくてはいけない制約があることは理解しておりますが、審判におかれてもウェブ等を活用して、なるべく早く出願人、代理人とコンタクトができるような体制の拡充を図っていただきたいと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

中村委員お願いします。

○中村委員 中村です。どうもありがとうございます。二つほど、ちょっと細かい質問と全体的なコメントさせていただきたいと思います。

まず資料6で聞きたいのですが、スライド16で国別の技術的指標（TR）というのが、日本が二つの山になっていて低い群に偏在している。これは非常にインパクトのあるデータだと思っております。この考え得る背景のところ、二つ目のところですが、特許を手放すマインドというのは非常に重要だと思っております。ただ、ここに記載されている、「海外では特許の取引市場が発達していることもあるのではないか。」とあるのですが、これは一面だけを見ているように思っております。例えば、この活用するというのは、別に特許を取引するだけではないわけです。なので、本当に知財がきちっと活用されているのかというのは、その根っこの部分の個々の知財戦略が、本当に研ぎ澄まされたものになっているのかというところが問題だと思っております。そこがぼやつとすると何となくということで、20年特許を持って何も活用しないで終わっていくということです。なので、ここ一番頭の部分の知財戦略をブラッシュアップしていくということが、この筋肉質の特許のポートフォリオを作っていくことに繋がっていくのではないかとということで、この原因のところが一面的なのではないかと感じました。

同じ資料のついでで23ページ、技術動向調査のところ、この技動は非常に私どもも活用させていただいて、今後の更なる活用を期待しているのですが、テーマが、いわゆるカーボンニュートラルというところにだんだん寄って来ているというか、まさに世の中の環境がそうなっているのだと思うのです。こういったカーボンニュートラル絡みのテーマに関しては、個社で実施ができなくなるテーマだと思うのです。ですから、共に創る、共創というところがエコシステムの話になると思うのですが、今回カーボンニュートラルに向けたテーマを技動で扱うとき、コンソーシアムの知財戦略が浮き彫りになるようなまとめ方を取り込んでいただくと非常に嬉しく思います。これは希望でございます。

最後に、IP ランドスケープについて申し上げたいと思います。資料としては4と、先ほど私が質問しました資料7の20ページになります。この取組というのは、御庁も予算をつけて非常に期待される場所だと思っております。これを具体的にどうやっていくのかというのが、なかなか個社が、大企業、中小企業かわらずこういったものを具体的に進めていって、これを例えば座談会云々で展開していくというのは、まさに戦略にかかわる部分なので、何か腰が引けるのではないかと懸念を持っております。この辺は先

ほどんどなたかの委員様がおっしゃられたと思うのですが、どちらかというとならにこのテーマをしっかりと強化していきたいところを決め打ちして、それをやっていくみたいな、まずモデルを作っていくというふうに取り組んでいったほうがいいのではないかなと感じております。なかなか手挙げで支援するという感じにはならないのではないかなという気がした次第です。

そこに関するところで支援ついでに、資料4の2ページで、IPランドスケープ絡みだと思っておりますが、中小企業様などに知財の分析ツールの活用促進ということで、ツールを発掘してということで、この辺の御支援を検討されているのだと思っております。このあたりもセットに。ちなみに、こういった解析ツールが独立して走るといったことではないわけです。IPランドスケープで何をやりたいかということによって、どういうツールが必要かという流れになりますので、こういった取組の中で、先ほどの資料7の方での取組の中で、ツールなんかも併せて考えていくというような、ちょっとセットで盛り上げたいテーマを挙げた御支援を期待する。私やり方は余り分かっていない発言になりますけれども、期待するところであります。ありがとうございました。

○益分科会長 ありがとうございます。

それでは小松委員をお願いします。

○小松委員 私は知財活用アクションプランから2点ございます。一つ目は、私が先程質問もしました中小企業に対するアクションプランですが、普通アクションプランは、モニタリングと評価がセットだと私は考えております。先ほど山田委員から、とても建設的で素晴らしい御提案もあったと思うのですが、定量と定性双方のKPIを設定していただいた後に、それを共有していただいて、その後モニタリングして、その報告も是非お願いしたいと思っております。これはお願いになります。

2点目は、大学の知財活用アクションプランについてです。出雲委員もおっしゃったように、素晴らしい技術・特許が埋もれていると思っています。これを活用することは日本経済にとって大変重要ですし、ひいては日本の大学の競争・優位性を高めることになると思うので、是非これを実施していただきたいと思っています。気になっているところは、資料6でもあったと思うのですが、大学の先生方や大学の事業化意識が低いことと、実際この研究を企業サイドから申し入れても、効果的にお金を出したり、特定の研究者の方に予算を出して研究してもらうことが結構難しかったりして、複雑なことが多くございます。スピードアップを図るためには、アクションプランに加えて、こういった問題も改善する

ということがスピードアップに繋がると思うのです。

御庁の守備範囲を越えてしまうかと思うのですが、事業会社の観点でいくと、研究者や大学の事業化意欲を変えるのは、結局評価制度を変えないといけないと思っていますので、教授なり研究者の方の評価基準に、例えばロイヤルティ収入とか、企業の事業化に成功したものを組み入れる、もしくは研究費受け入れに関しても、大学に対して柔軟な仕組みを要求する施策についても是非御検討いただいて、スピードアップしていただけたらなと思っています。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

蘆立委員をお願いします。

○蘆立委員 ありがとうございます。東北大学の蘆立です。大学にかかわる点で、先ほどもお話があった資料6の観点3の部分についてコメントしたいと思います。

先ほども大学事業化の意識が非常に低いというお話があったのですが、徐々に、社会実装が非常に重要だということについては、大学の内部でも意識が出てきているところだと思います。ただ、共同研究契約を進めるとか、あるいは権利化する場面においては、研究者がそれに携わる時間をとるわけにはいきませんので、きちんと研究の内容を理解した上での支援体制が構築されないと、それを推進していくのは難しいのではないかと思います。特に大学の場合は、抱えている研究分野はかなり多様なものになってきますので、一律に対応するのは非常に難しいです。大学も人的資源について限界がありますので、この点大きな課題になると思っています。

その意味では資料4でいただいた、大学の知財活用のアクションプランにおいて、とりあえずは特定のプロジェクトに着目して、そこにアドバイザーを派遣して研究を行っていく段階から、権利化も見据えた形での支援をしていただくのは非常に有益かと思っています。先ほどほかの委員からも御指摘があったように、大きな研究成果については、国際的な権利取得も必要なわけですが、大学にとっては非常に負担が大きいので、先ほどもあったような支援の強化・拡充を進めていただけると大変有り難いと思っています。また、そちらのアドバイザー支援で得られた知見を大学とも共有していただいて、研究者の研究を支援していく体制として、どういうものを作っていくかということについて今後の検討を進めていただけると大変有り難いと思っています。

資料4の3ページの2にあるような人材育成の部分では、支援を頂くだけではなくて、

大学側でも一定の人材を確保していく必要があるのだらうと思います。その意味では人材育成のアクションプランを進めていただくのは大変有り難いと思っています。ただ、そこにあるようなモデル契約書みたいなものを作っていただくのは、ある意味では有益かと思うのですが、モデル契約書みたいなものがあると、それとちょっとずれた形のもの是非常にやりにくくなってしまうという弊害も出てきます。特に新しい技術分野は、今までになかったような形で進めていくことが必要になる部分も多いかと思っていますので、その点も考慮いただいた上で、モデルのようなものについて発表していただくと非常に有り難いと思いました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

林委員は手が挙がっていなかったのだけれども、もしコメントあればお願いします。

○林委員 私はWi-Fiの接続もあって途中からになってしまったので、今回もう時間も過ぎていたので、また次回にまとめて発表させていただこうと思います。ありがとうございます。

○益分科会長 次回、是非よろしく願いいたします。

それでは時間が過ぎて大変申し訳ございません。多方面の御意見をいただいたのですが、一つ、経済安保の件についてだけは少し回答いただきたいのですが、事務局からお願いできますか。

○清水総務課長 経済安保法制の中にある特許出願非公開制度のことですが、先週の金曜日2月25日に閣議決定をされまして、法案が国会に提出されている状況でございます。内容について詳細に御報告させていただきたいところではありますが、機微な技術を選定して、それに対して特許出願非公開を進めていく。そうした内容になってくる中身のものについては、例えばどのようなものが機微な技術という形になるのかどうかということは、政令で決まっていくことになっております。具体的な中身について、こういった分野が対象になるのかということの議論は、これから調整を随時進めている内容でございますので、国会審議の前の段階で詳細について御報告させていただくのは、少し差し控えさせていただければと思っております。全体が分かってくる段階、また、こうしたことを情報提供させていただく段階におきましては、当然詳細にわたりまして御報告させていただき、特許庁の方針等についてもまた御説明させていただき、御議論等いただければと思っております。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

個別の件についても、特許庁の方から回答したい部分はあるのですが、大変申し訳ございません、時間も過ぎておりますので、本日の議事は以上とさせていただきたいと思いません。

最後に、事務局から御連絡等ありましたらお願いします。

○仁科企画調査課長 皆様、すみません、時間超過いたしました。本日の議事録に関しましては、委員の皆様にご確認いただきたく、後日事務局から送付させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○益分科会長 事務局には、本日出ました意見を踏まえて、特許行政の新たな施策の検討や見直しなど、スピード感を持って進めていただくようお願いいたします。必要に応じて小委員会等での検討もお願いすることになるかと思えます。次回分科会の日程につきましては、改めて事務局から連絡していただくことといたします。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会第 17 回知的財産分科会を閉会させていただきます。本日は、時間を超過して大変申し訳ございません。長時間の御議論、大変ありがとうございました。これで終了させていただきます。

## 9. 閉 会